

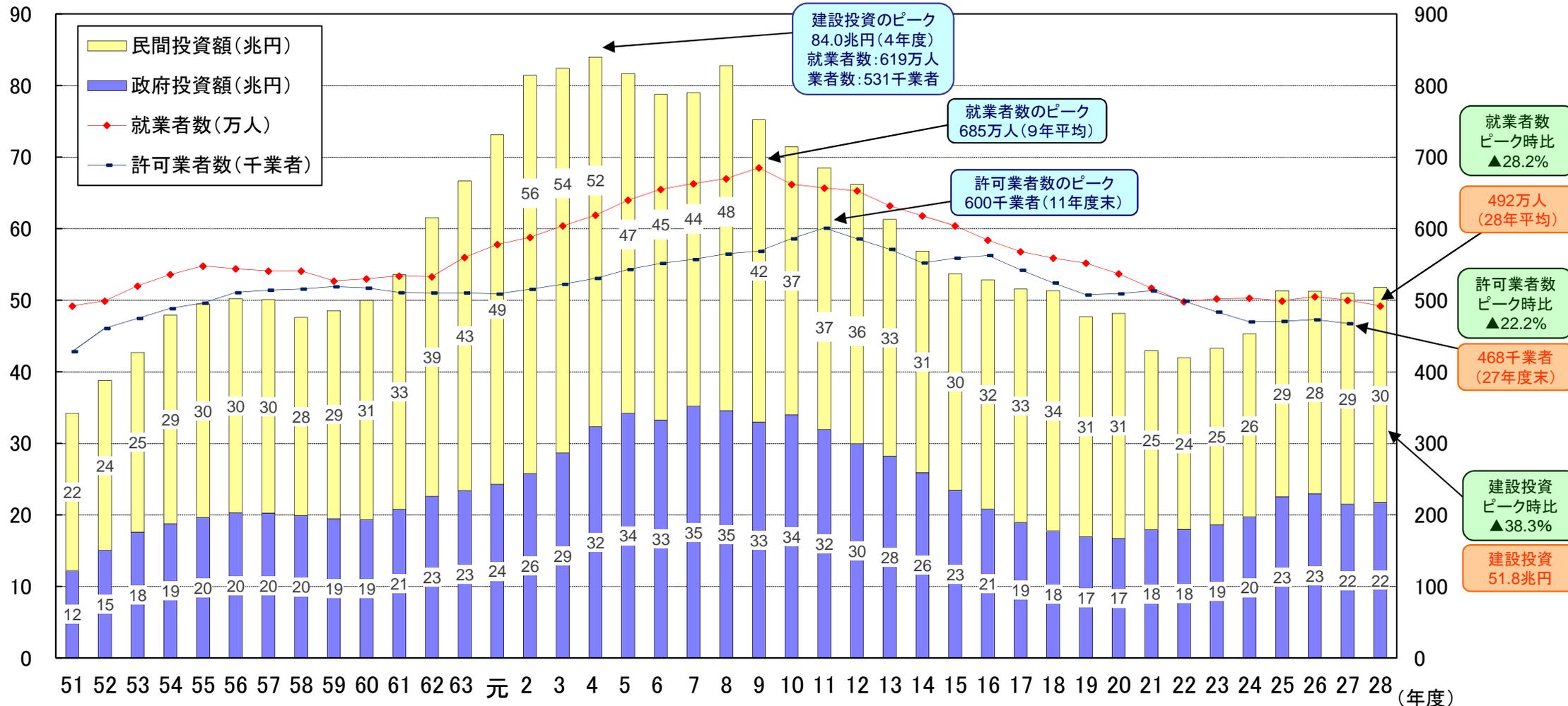
建設業の現状について

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の4年度：約84兆円から22年度：約41兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、28年度は約52兆円となる見通し（ピーク時から約38%減）。
- 建設業者数（27年度末）は約47万業者で、ピーク時（11年度末）から約22%減。
- 建設業就業者数（28年平均）は492万人で、ピーク時（9年平均）から約28%減。

(兆円)

(千業者、万人)



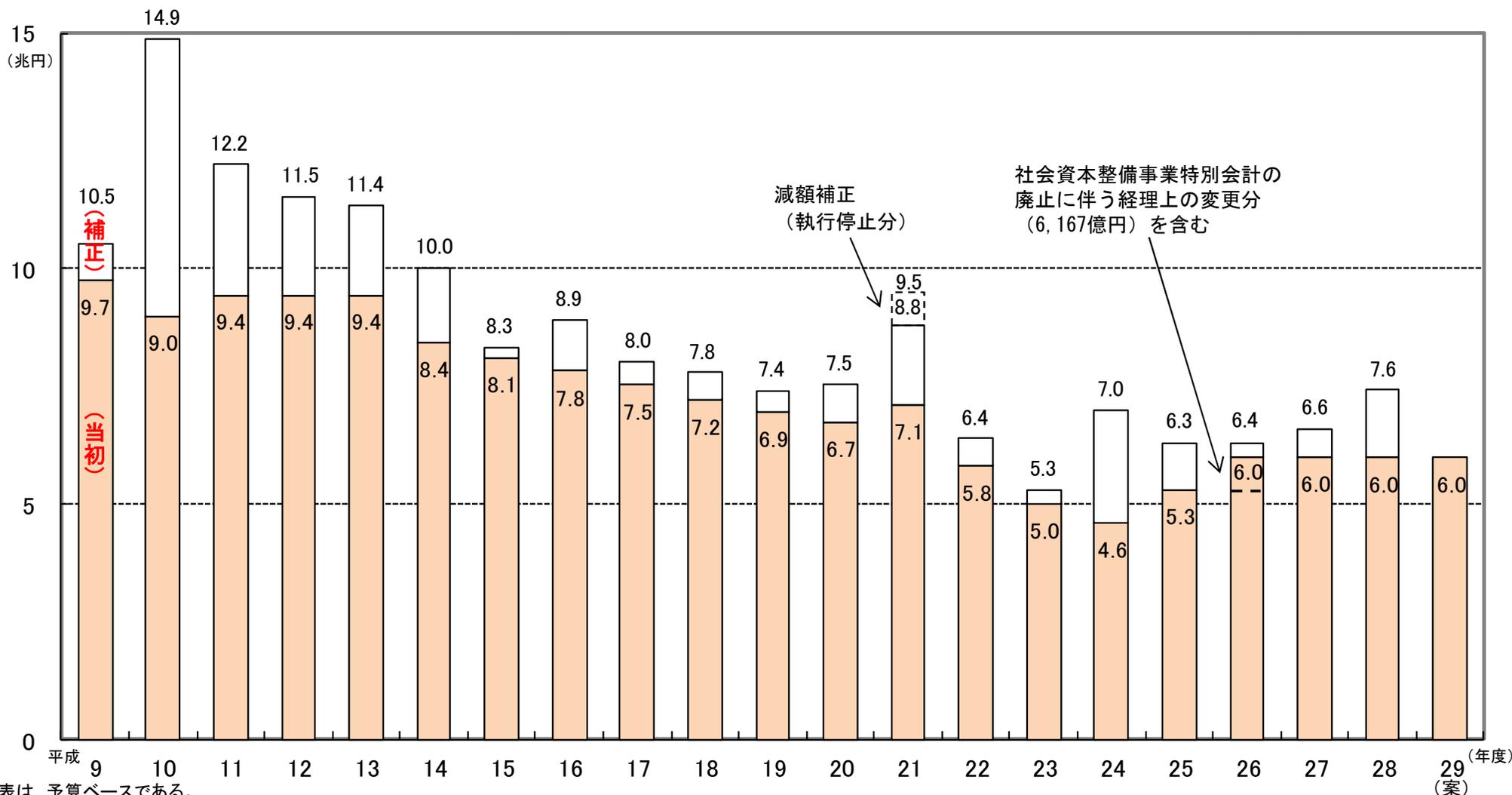
出所:国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成25年度まで実績、26年度・27年度は見込み、28年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

公共事業関係費(政府全体)の推移



※本表は、予算ベースである。

※平成21年度は、平成20年度で特別会計に直入されていた「地方道路整備臨時交付金」相当額(0.7兆円)が一般会計上に切り替わったため、見かけ上は前年度よりも増加(+5.0%)しているが、この特殊要因を除けば6.4兆円(▲5.2%)である。

※平成23年度及び平成24年度については同年度に地域自主戦略交付金へ移行した額を含まない。

※平成25年度は東日本大震災復興特別会計繰入れ(356億円)及び国有林野特別会計の一般会計化に伴い計上されることとなった直轄事業負担金(29億円)を含む。また、これら及び地域自主戦略交付金の廃止という特殊要因を考慮すれば、対前年度+182億円(+0.3%)である。

※平成23~28年度において、東日本大震災の被災地の復旧・復興や全国的な防災・減災等のための公共事業関係予算を計上しており、その額は以下の通りである。

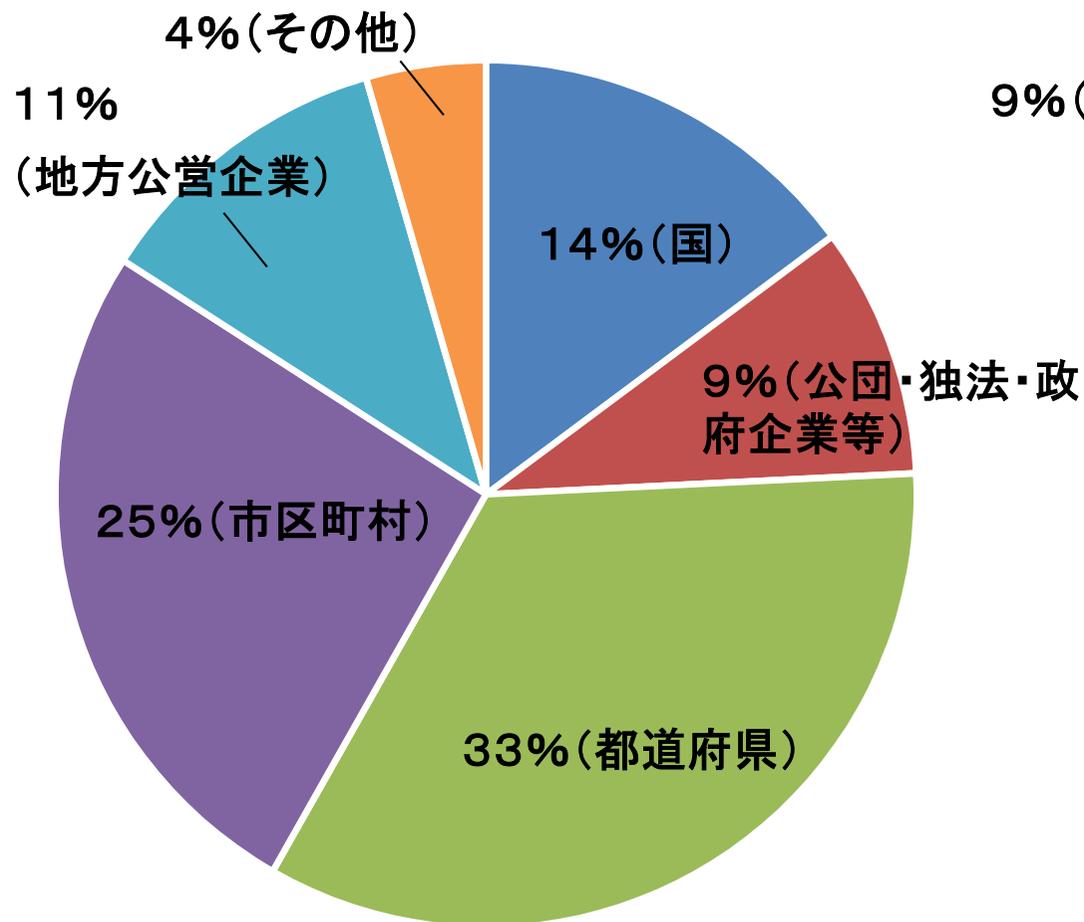
H23一次補正:1.2兆円、H23三次補正:1.3兆円、H24当初:0.7兆円、H24一次補正:0.01兆円、H25当初:0.8兆円、H25一次補正:0.1兆円、H26当初:0.9兆円、H26補正:0.002兆円、H27当初:1.0兆円、H28当初:0.9兆円、H28二次補正:0.06兆円、H29当初(案):0.7兆円(平成23年度3次補正までは一般会計ベース、平成24年度当初以降は東日本大震災復興特別会計ベース。また、このほか東日本大震災復興交付金がある。)

※平成26年度については、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う経理上の変更分(これまで同特別会計に計上されていた地方公共団体の直轄事業負担金等を一般会計に計上)を除いた額(5.4兆円)と、前年度(東日本大震災復興特別会計繰入れ(356億円)を除く。)を比較すると、前年度比+1,022億円(+1.9%)である。なお、消費税率引き上げの影響を除けば、ほぼ横ばいの水準である。

H10,27建設総合統計より

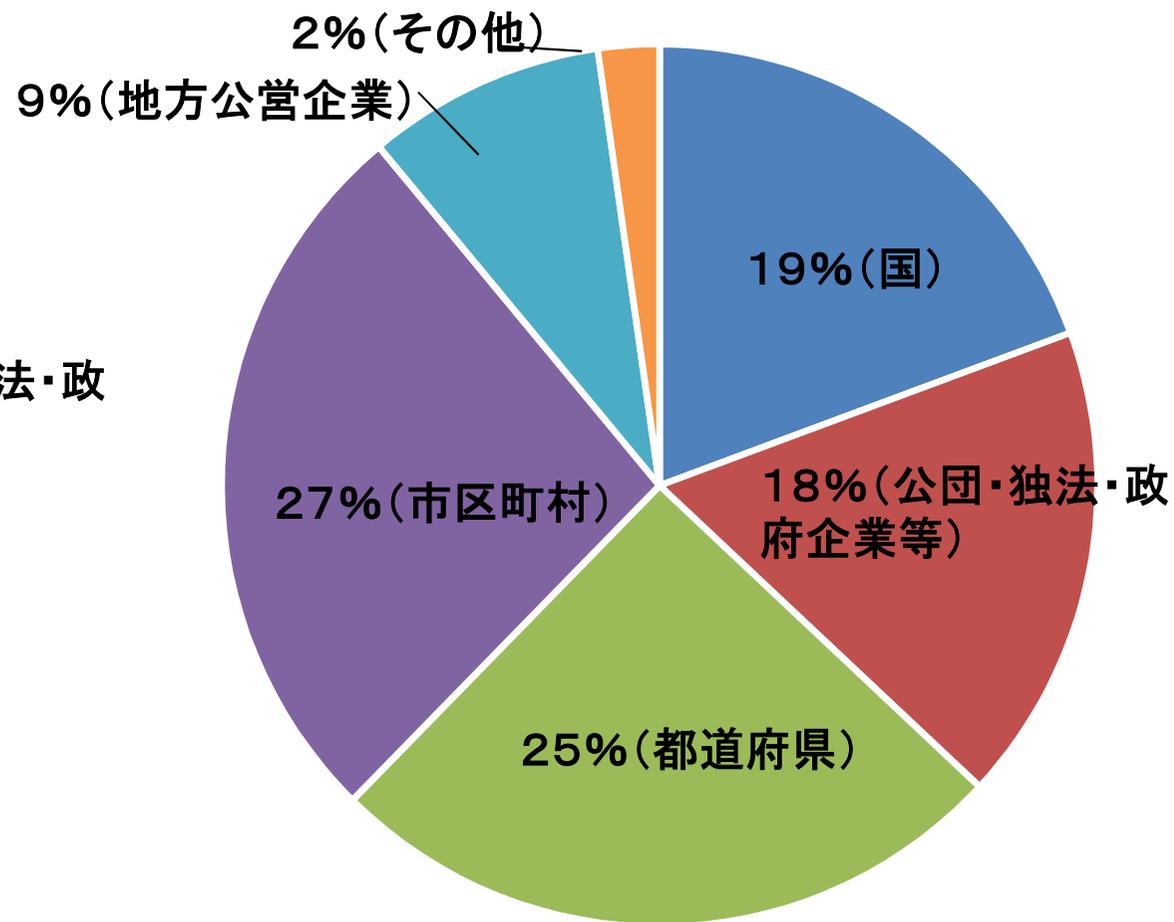
公共機関が発注した建設工事費

平成10年度



計 32兆円

平成27年度



計 22兆円

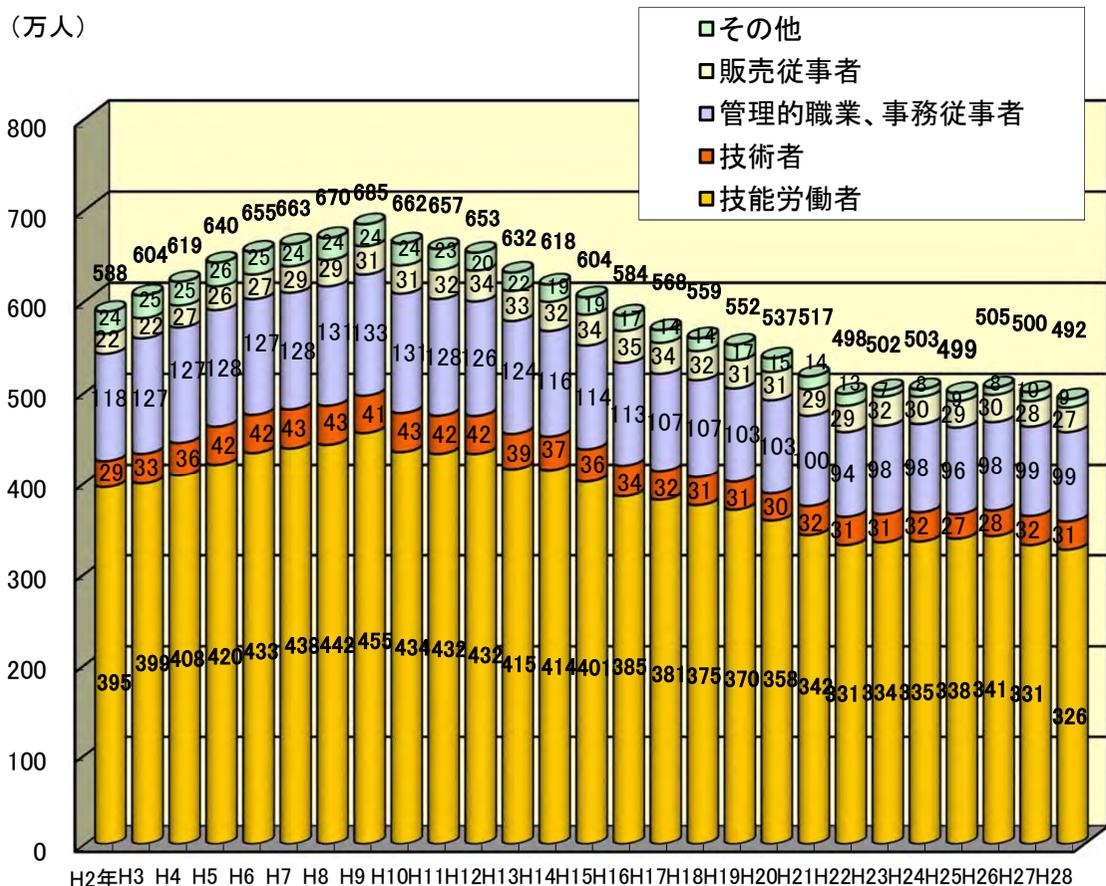
建設業就業者の現状

技能労働者等の推移

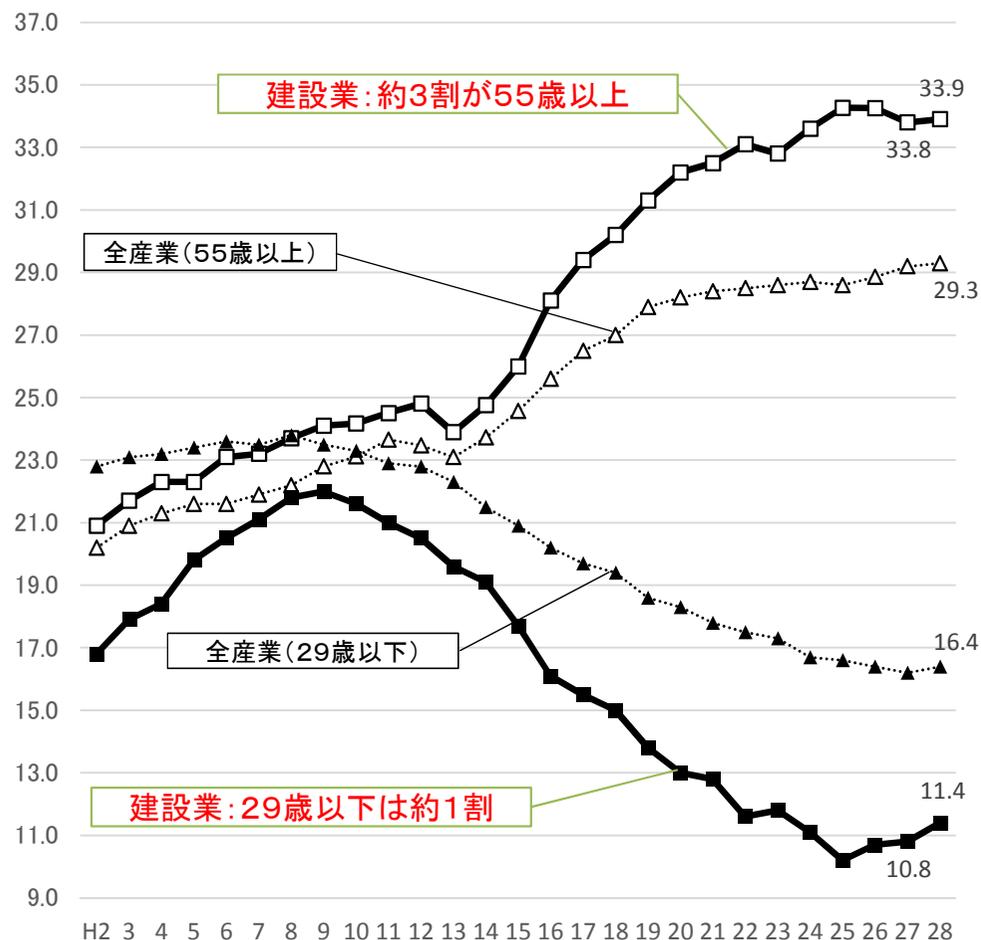
- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 492万人(H28)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 31万人(H28)
- 技能労働者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 326万人(H28)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成27年と比較して55歳以上が約2万人減少、29歳以下は約2万人増加。

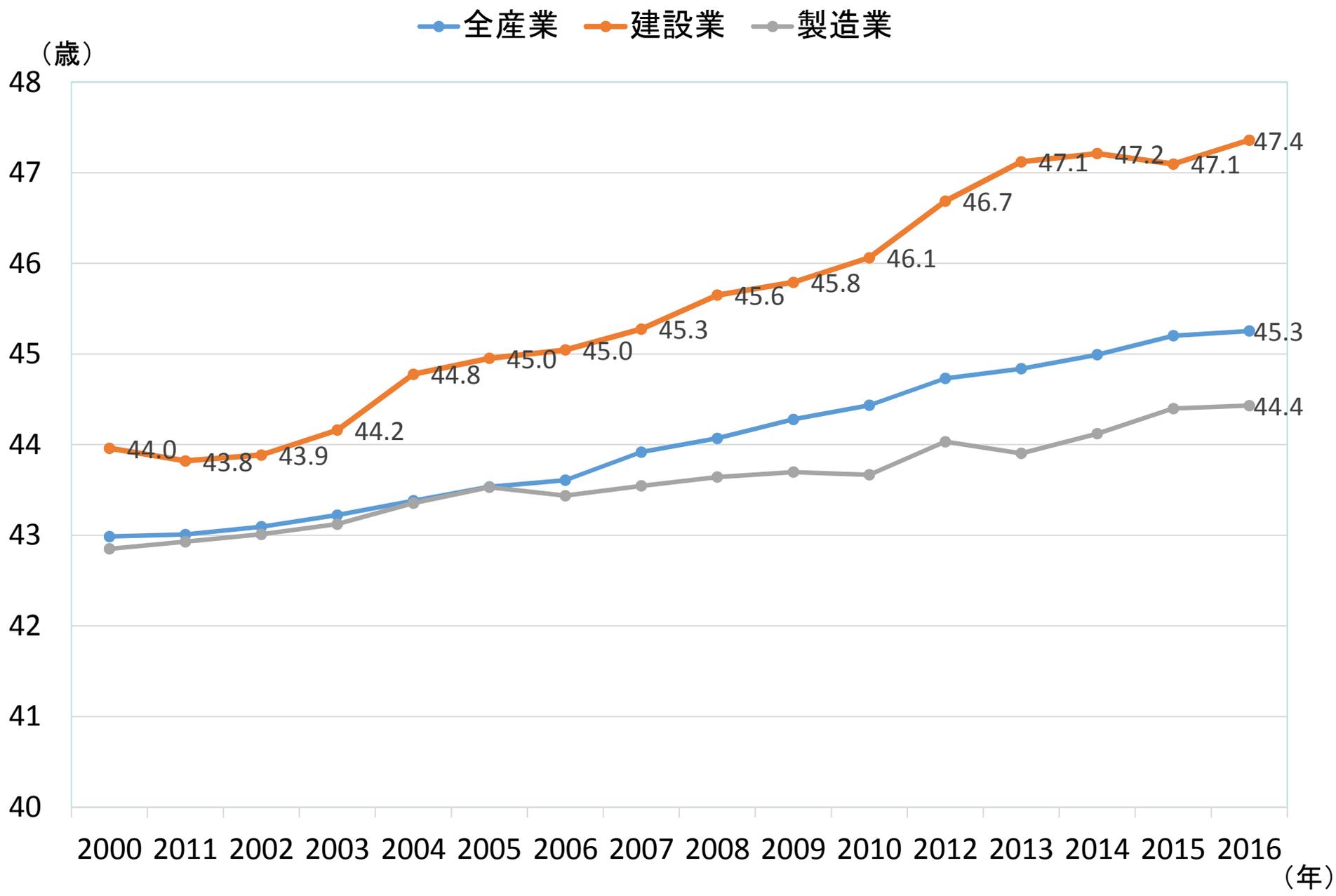


出所：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)



出所：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

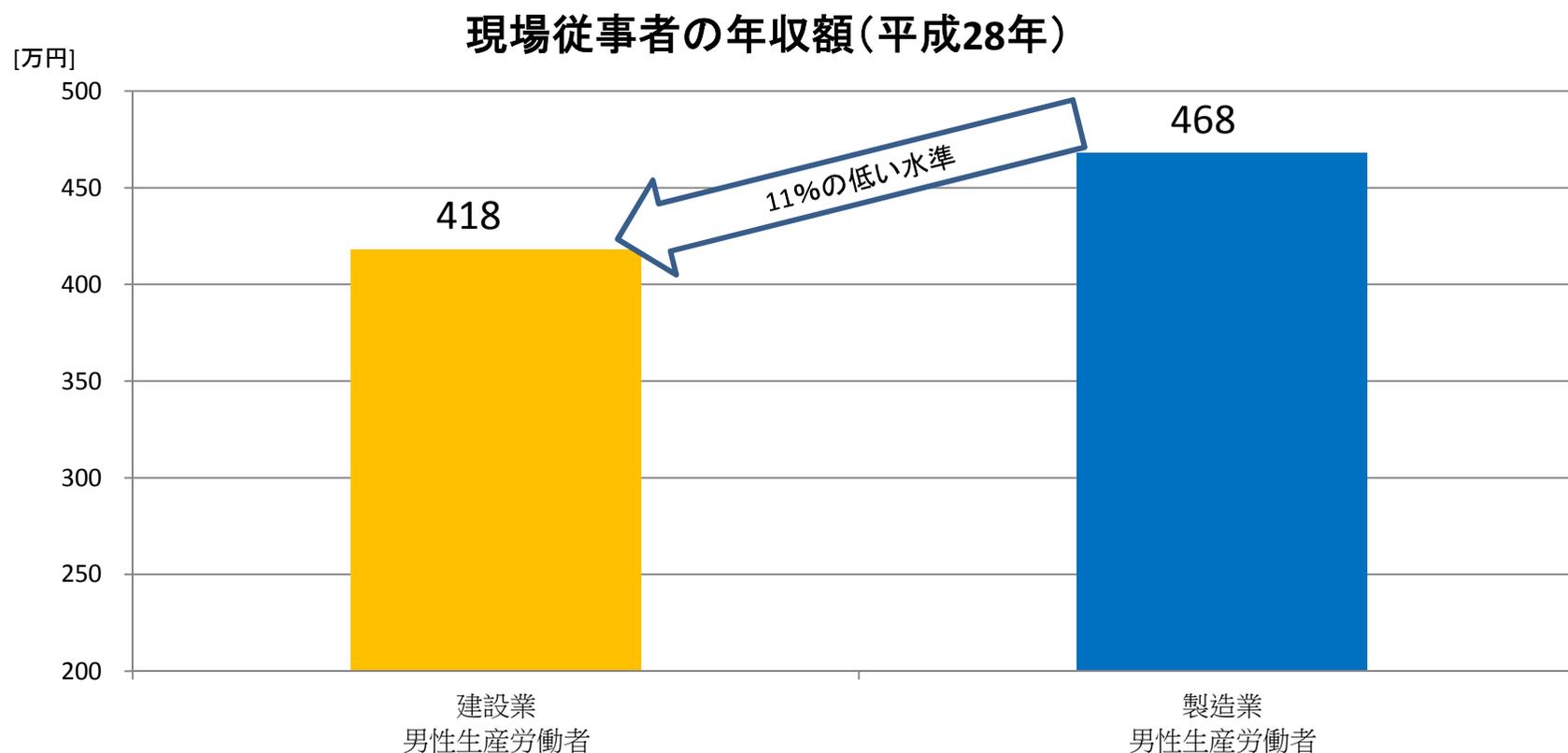
産業別就業者の平均年齢の推移



技能労働者の賃金水準について(平成28年)

○厚生労働省による「賃金構造基本統計調査」

H28調査結果に基づき試算した建設業の現場従事者(男性生産労働者)の年間賃金総支給額は、製造業(男性生産労働者)より11%の低い水準



【調査規模等】

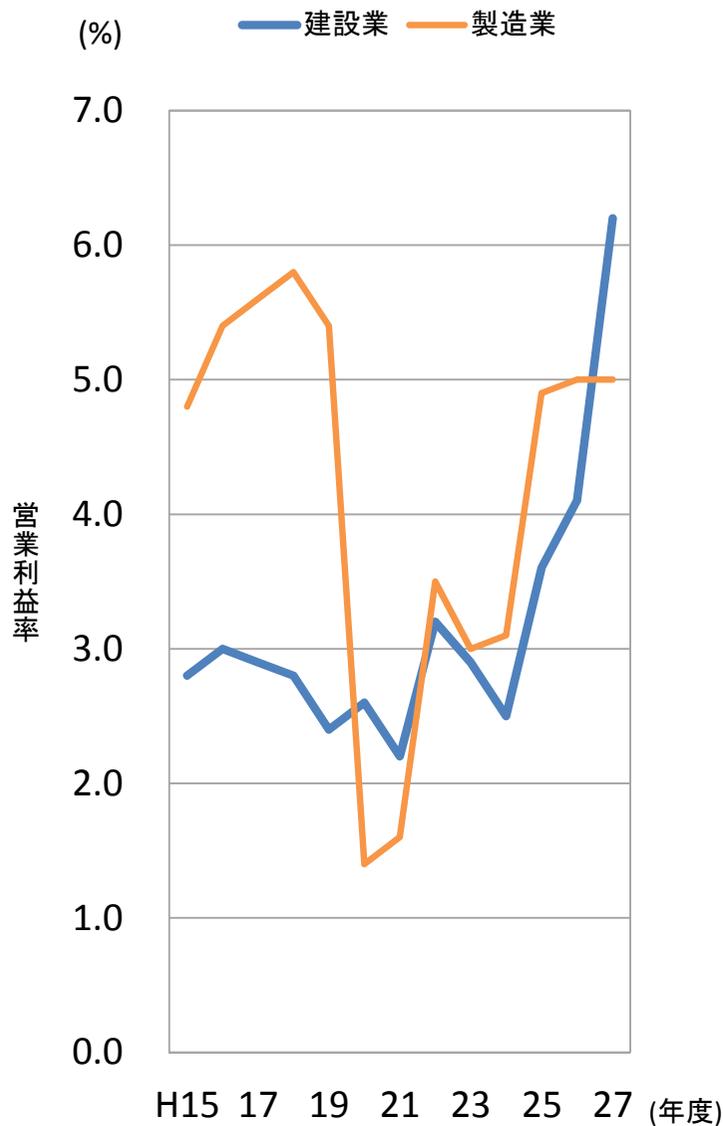
- ・10人以上の事業所に雇用される常用労働者(見習い、技術者、事務員等を含む)のうち、職別工事業に従事する男性生産労働者約1万6千人分について調査。
- ・平成28年6月分の賃金等(賞与、期末手当等特別給与額については平成27年1年間分)について調査し、平成29年2月に公表。

【用語】

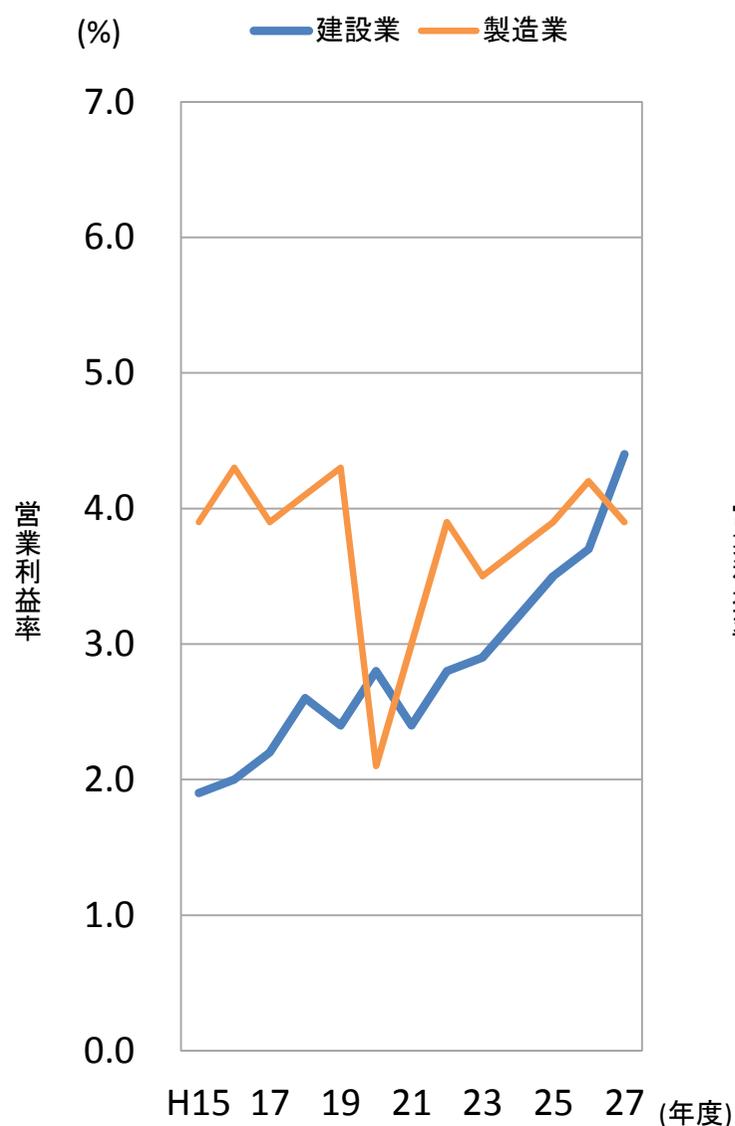
- ・建設業における生産労働者: 建設現場で直接、職別工事業に従事する労働者
- ・年間賃金総支給額: きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

企業規模別の建設業の売上高営業利益率の推移

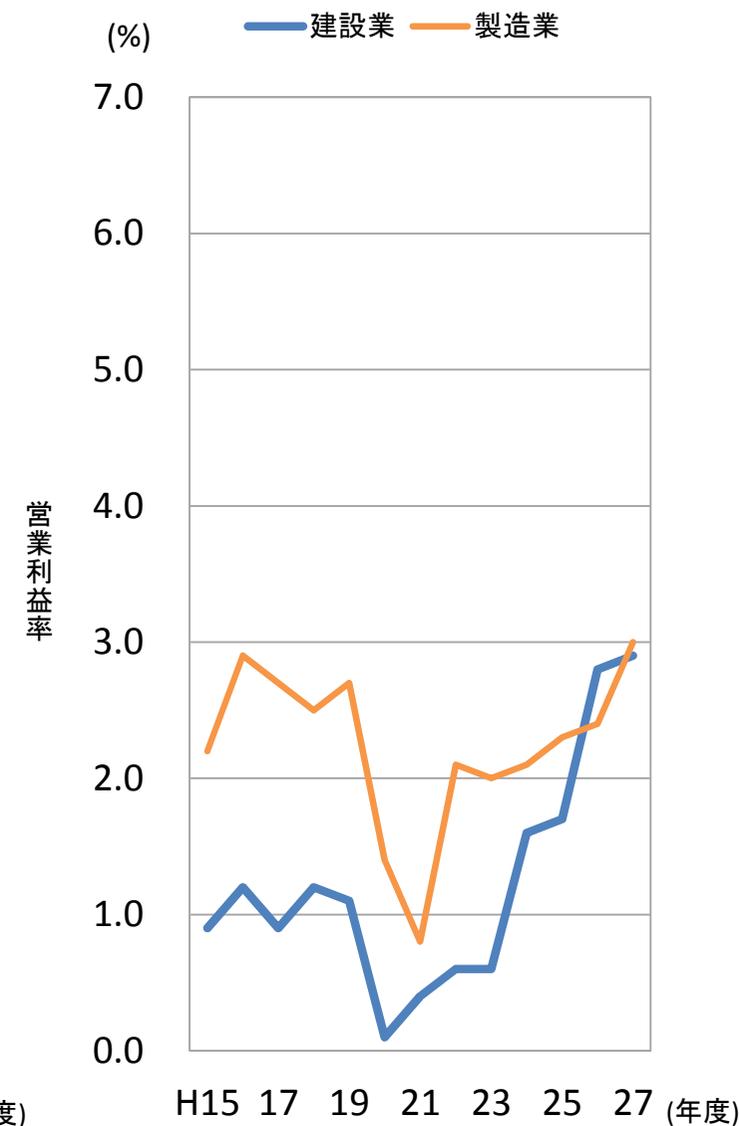
大企業 (資本金10億円以上)



中堅企業 (資本金1億円以上10億円未満)



中小企業 (資本金1億円未満)



出所: 財務省「法人企業統計」

営業利益率 = (売上高 - 売上原価 - 一般販売管理費) ÷ 売上高

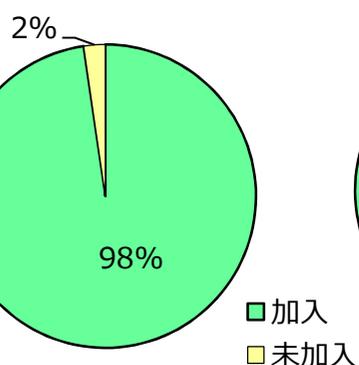
(※)一般販売管理費: 役員や本社職員等の給与、福利厚生費、事務費、広報宣伝費、賃料、償却費、租税公課 等

建設業における社会保険への加入状況

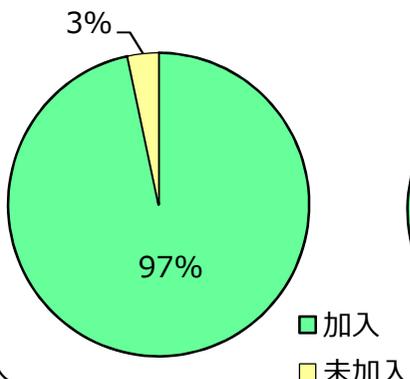
- 公共事業労務費調査（平成27年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、
 - ・ 企業別の加入率は、**雇用保険では98%** [対前年度比+1.4%]、**健康保険では97%** [対前年度比+2.4%]、**厚生年金保険では96%** [対前年度比+2.5%] となっています。
 - ・ 労働者別の加入率は、**雇用保険では82%** [対前年度比+2.8%]、**健康保険では77%** [対前年度比+4.5%]、**厚生年金保険では74%** [対前年度比+5.0%] となっています。

企業別

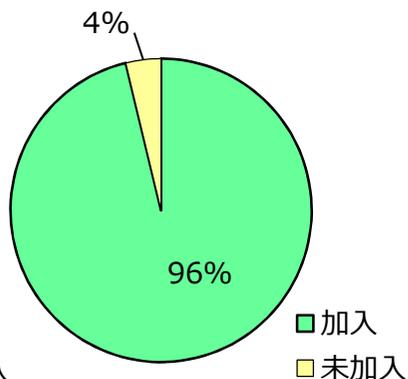
<雇用保険>



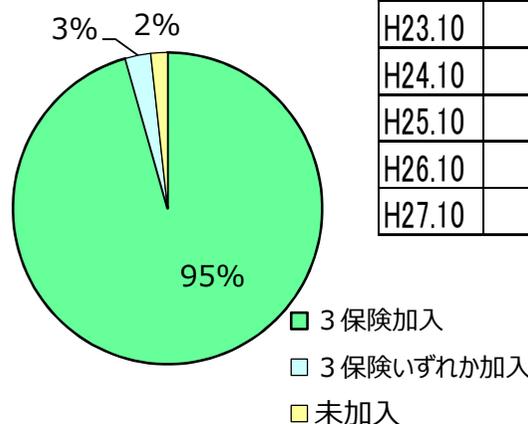
<健康保険>



<厚生年金>



<3保険>

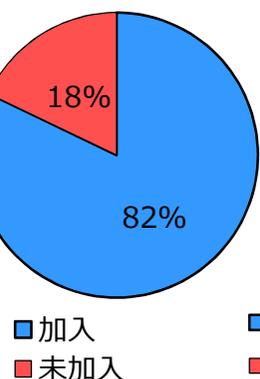


企業別・3保険別加入割合の推移

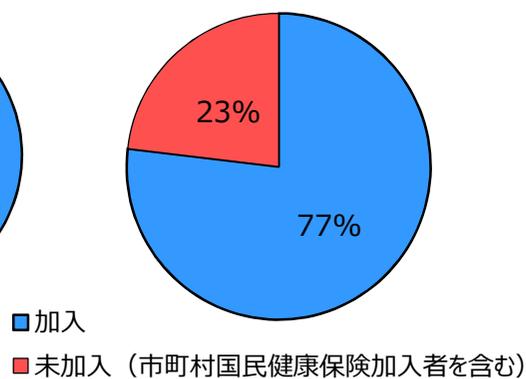
	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	95%

労働者別

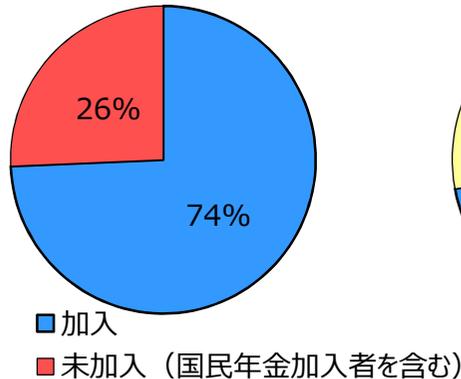
<雇用保険>



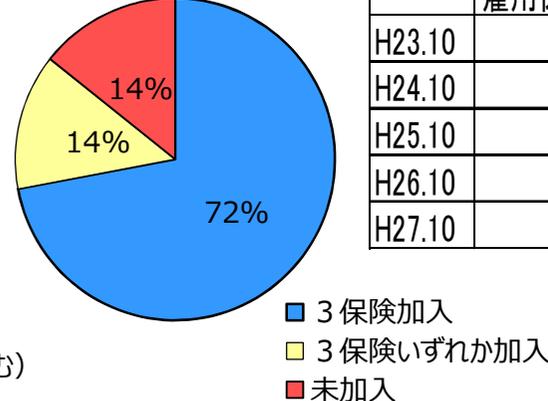
<健康保険>



<厚生年金>



<3保険>



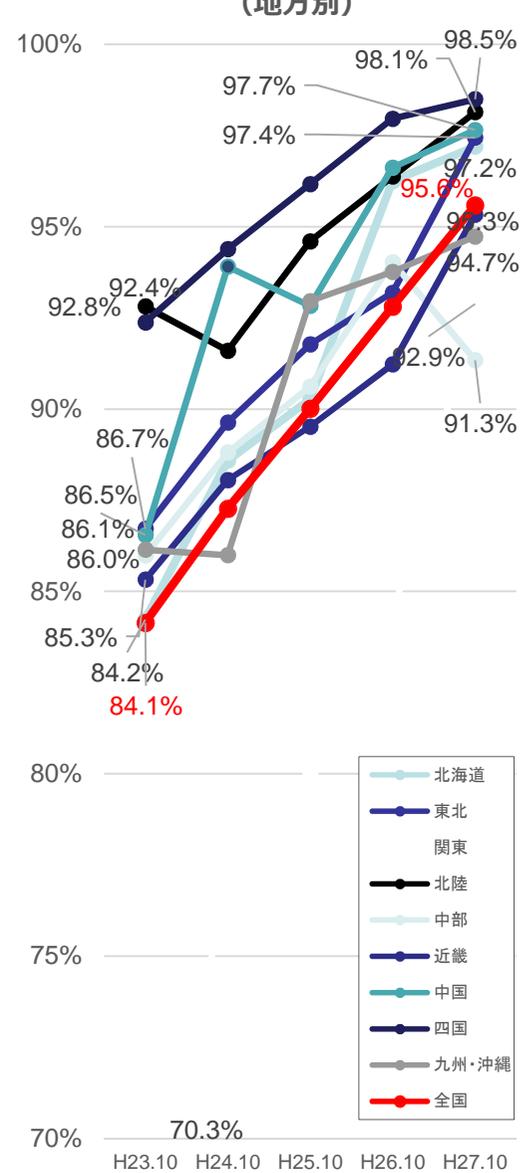
労働者別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	75%	60%	58%	57%
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%

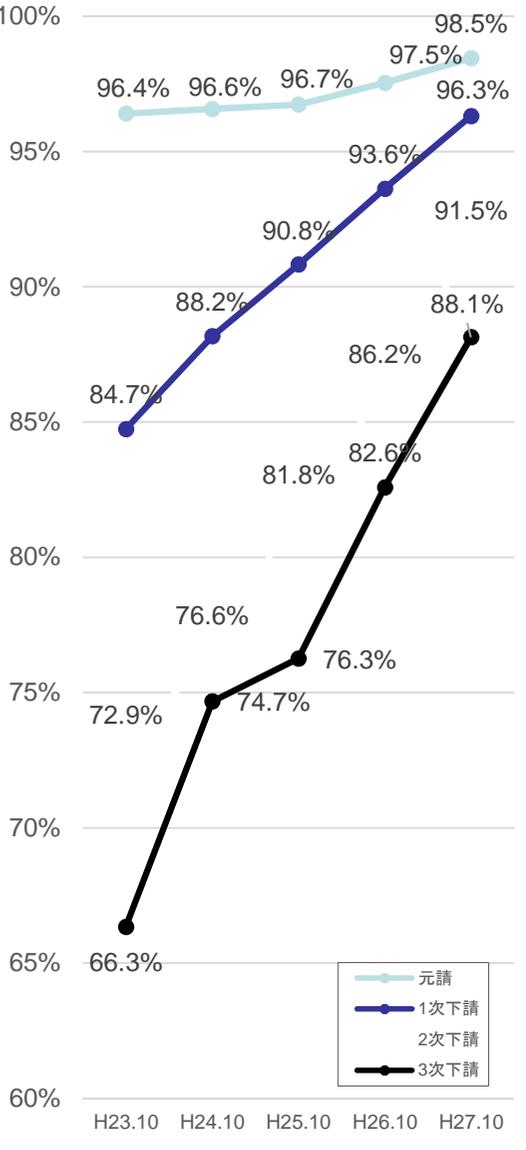
建設業における社会保険への加入状況(地域別、元請・下請次数別) 国土交通省

○ 公共事業労務費調査(平成24年～平成27年10月調査)における3保険加入状況をみると、全体的に加入割合は上昇傾向にあります。特に労働者別の加入割合について、他地方と比較して関東が、元請企業と比較して高次の下請企業が、加入割合の低い傾向にあります。

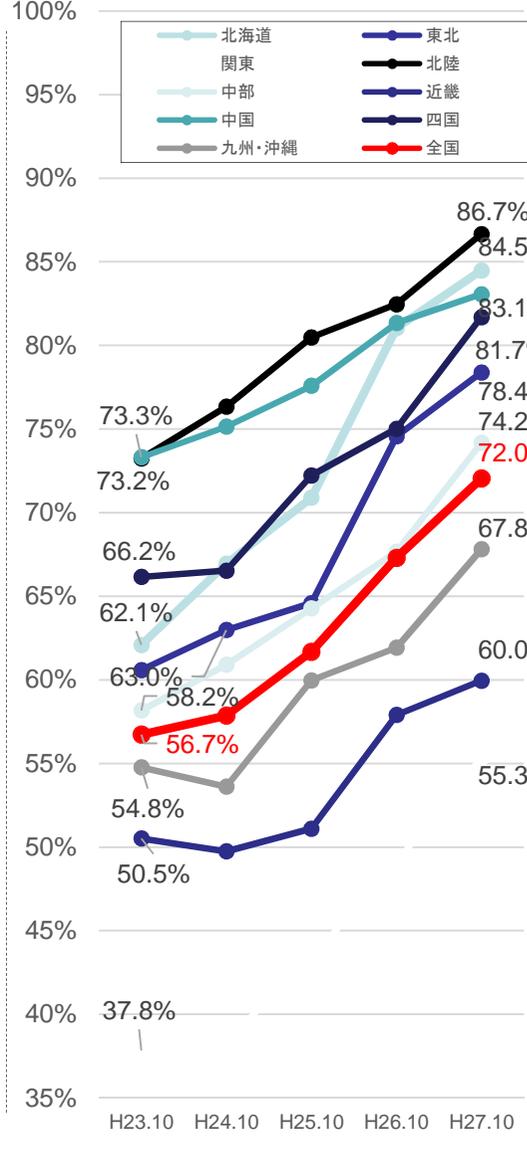
企業別 3保険加入割合(地域別)



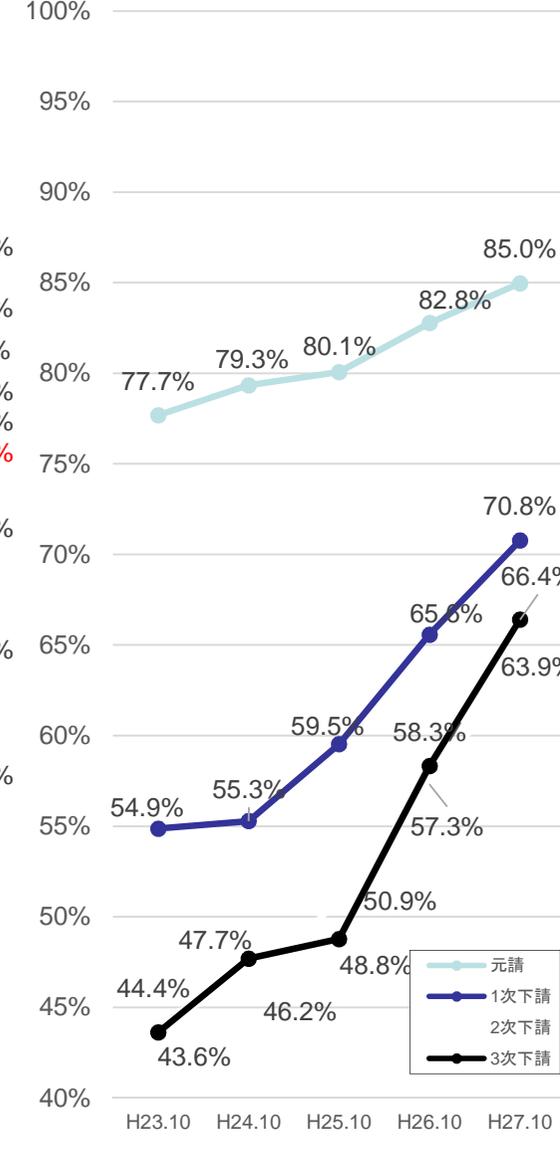
3保険加入割合(元請・下請次数別)



労働者別 3保険加入割合(地域別)



3保険加入割合(元請・下請次数別)



建設業における社会保険未加入対策の概要

中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 **を実現する必要がある**

これまでの主な取組

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- 社会保険未加入対策推進協議会の設置 (H24.5～)
 - ・建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政(国交省、厚労省)で構成
 - ・実施後5年(H29年度)を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すことを目標として共有
 - ・目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

2. 行政によるチェック・指導

- 経営事項審査における減点幅の拡大 (H24.7～)
 - ・雇用保険、健康保険、厚生年金保険に未加入の場合の減点幅を拡大
- 許可更新時等の確認・指導 (H24.11～)
 - ・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
 - ・立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
 - ・指導に従わず未加入の企業は保険担当部局に通報

3. 公共工事における対策の実施

- 国土交通省直轄工事における対策の実施 (H26.8～段階的に実施)
 - ・元請企業及び一次下請企業を社会保険加入企業に限定
 - ・二次以下の下請企業についても未加入企業の通報・加入指導を実施
- 地方公共団体発注の工事における対策の実施
 - ・未加入業者の排除を図ることを、入札契約適正化法に基づき要請(H28.6)

4. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- 下請指導ガイドライン(課長通知)の制定 (H24.11～)
 - ・元請企業は、施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿等により下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
 - ・遅くとも平成29年度以降は、
 - ①未加入企業を下請企業に選定しない
 - ②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

5. 法定福利費の確保

- 直轄工事の予定価格への反映 (H24.4～)
 - ・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用
 - ・各専門工事業団体毎に法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成し、下請企業から元請企業への提出を開始(H25.9～)
 - ・建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底(H28.6～)
 - ・小規模業者を対象とした研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等により、見積書に関する周知・啓発

6. 相談体制の充実

- 相談体制の充実
 - ・各都道府県単位での相談窓口の設置や個別相談会の開催等、全国社会保険労務士会連合会との連携を強化(H28.7～)

今後の取組み

■ 社会保険の加入に向けた対策の強化 (H29.4以降)

- 保険加入について元請企業の下請企業に対する指導責任の強化の検討
- 直轄工事における未加入企業の排除(二次下請以下を対象を拡大)
- 建設業者等企業情報検索システムにおける未加入業者の「見える化」

■ 周知、啓発の徹底

- 全国での説明会開催等を通じ、引き続き、適切な保険加入等について周知の徹底

【平成26年8月からの対策】

- ・ 工事を実施する元請業者・一次下請業者（下請契約3千万円以上）を社会保険等加入業者に限定
- ・ 未加入の一次下請業者（下請契約3千万円以上）と契約した場合、特別な事情がなければ、受注者（元請業者）に対し、当該下請金額の10%の制裁金の徴収、指名停止及び工事成績評定の減点を実施
- ・ 二次下請以下の未加入業者は、建設業許可部局へ通報（下請契約3千万円以上）

【平成27年8月からの対策】

- ・ 一次下請を社会保険等加入業者に限定する対策について、下請契約3千万円未満の工事においても試行

これらの取組に加えて、

●平成29年4月からの対策強化

- ① 二次下請以下についても、社会保険等加入業者に限定することを実施し、受注者（元請業者）に対し、30日の猶予期間内※での加入指導を求める（加入指導の事実が確認された場合、猶予期間の延長可）。

※猶予期間・・・社会保険等未加入業者である下請業者が直ちに工事の施工から排除されることのないよう、当該未加入業者に対して加入を促す期間

【平成29年10月から適用】

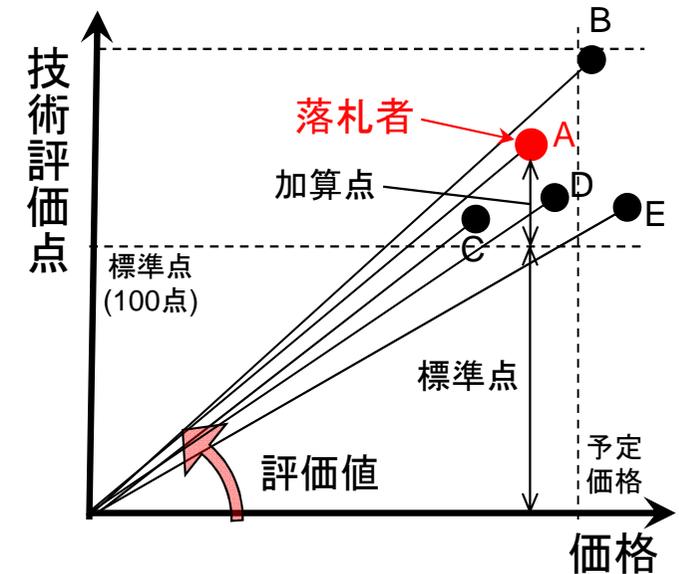
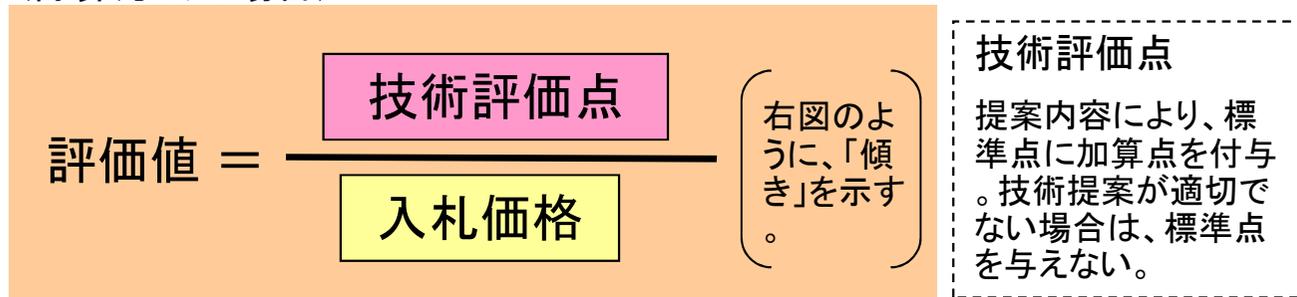
- ② ①の期間内に加入確認書類が提出されなかった場合、受注者（元請業者）に対し、制裁金（当該下請金額の5%）、指名停止及び工事成績評定の減点を実施。

工事の総合評価落札方式の概要

工期、機能、安全性などの**価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式**

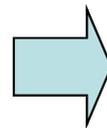
【総合評価落札方式の仕組み】

予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とする方式のこと。
(除算方式の場合)

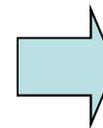


【総合評価落札方式の手続きの流れ】

予め、入札公告等において、
技術提案を求める内容
技術提案の評価の方法
を公表



技術提案
の提出



提出された技術提案を公表され
た評価方法に従って審査し、技術
提案毎に技術点を決定

【総合評価の評価項目例】

技術提案に関する項目	工期短縮、品質向上、環境の維持(騒音・振動・水質汚染など) など
施工能力等に関する項目	企業・技術者の過去の同種工事実績、工事成績 など
地域精通度・貢献度等に関する項目	災害協定の締結、災害協定に基づく活動実績 など

国土交通省における総合評価落札方式のタイプ

← 施工能力を評価する →

← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →

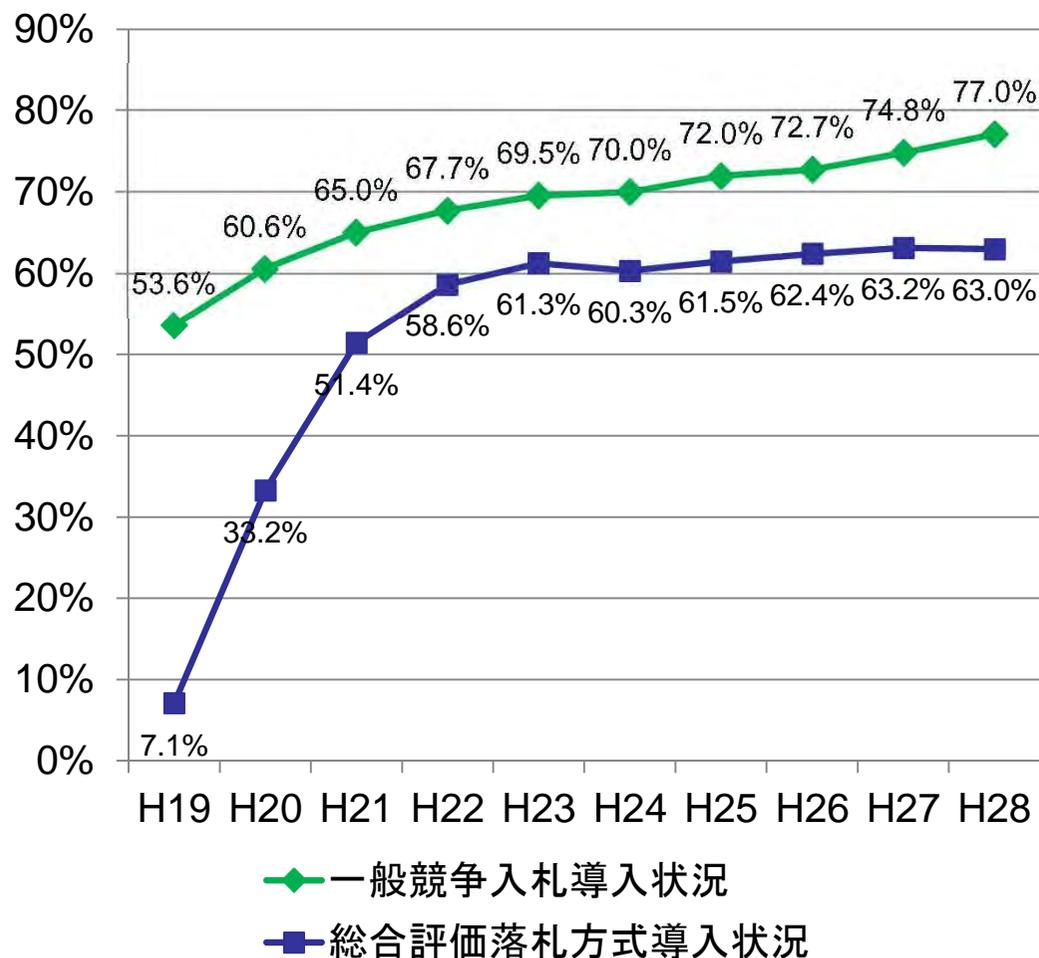
	施工能力評価型		技術提案評価型			
	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
提案内容	求めない (実績のみで評価)	施工計画	施工上の工夫等に 係る提案	部分的な設計変更 や高度な施工技術 等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
評価方法	可・不可の二段階 で審査		点数化			
ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施 (施工計画の代替とす ることも可)	GPA対象工事は必 須、それ以外は必 要に応じて実施	必須		
予定価格	標準案に基づき作成		標準案に基づき 作成	技術提案に基づき作成		
	II型	I型	S型	AIII型	AII型	AI型

地方公共団体における一般競争入札等の導入状況等

一般競争入札及び総合評価落札方式の導入状況（H28.3.31現在）

○都道府県、政令指定都市においては、すべての団体において一般競争入札及び総合評価落札方式を導入済み。

市区町村における一般競争入札及び総合評価落札方式の導入状況の推移

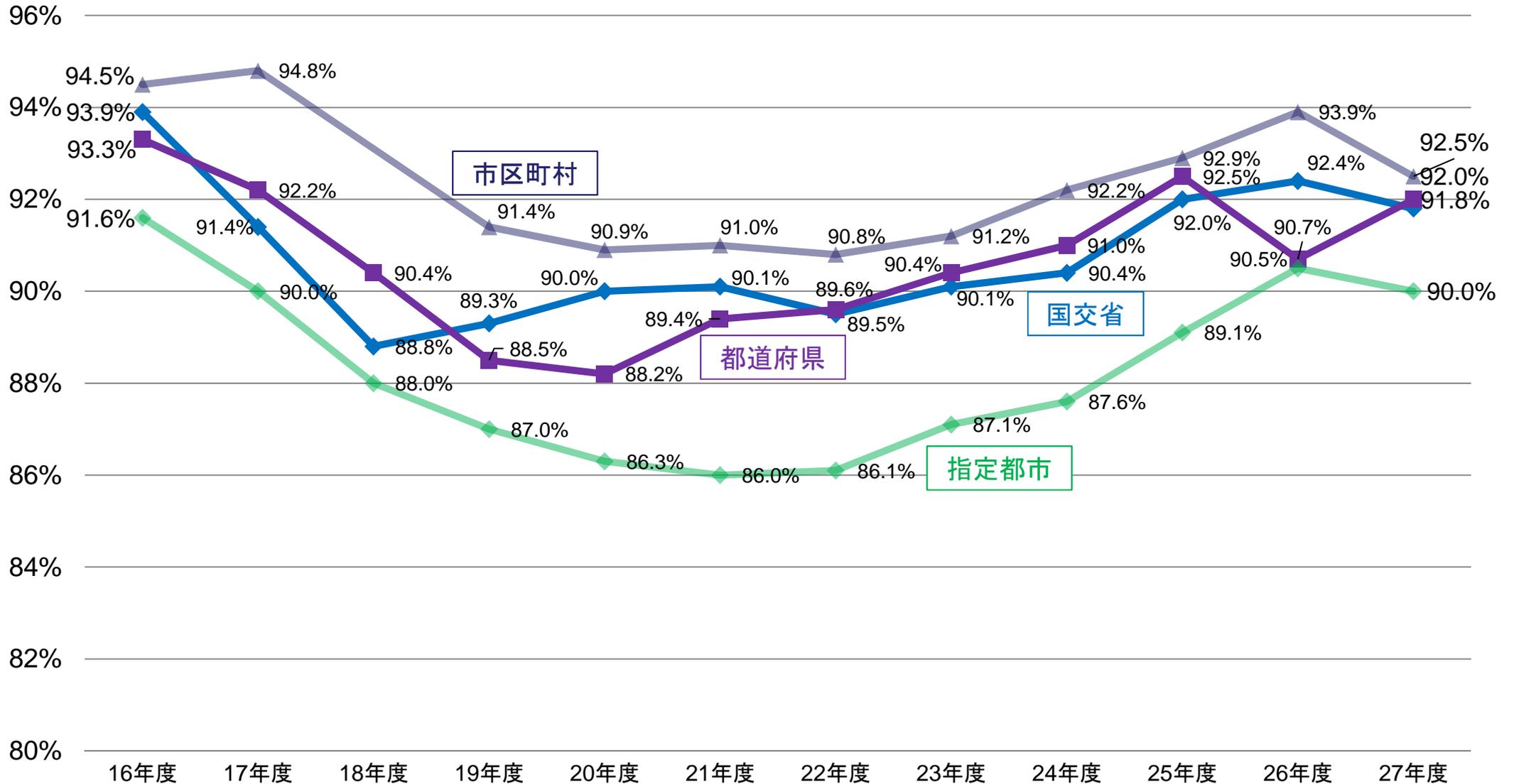


一般競争入札等の実施状況（H27年度実績）

（件数ベース）

	一般競争	うち 総合評価 落札方式	指名競争	随意契約
都道府県	44,610	17,873	47,165	4,059
	47%	19%	49%	4%
指定都市	16,075	2,121	5,118	1,518
	71%	9%	23%	7%
市区町村	61,360	3,811	107,660	26,459
	31%	2%	55%	14%
合計	122,054	23,805	159,943	32,036
	39%	8%	51%	10%

公共工事の落札率の推移



◆ 国土交通省直轄工事(落札率)
 ■ 都道府県発注工事(落札率)
 ◇ 指定都市発注工事(落札率)
 ▲ 市区町村発注工事(落札率)

※1 落札率における国土交通省直轄工事は、8地方整備局で契約した工事（平成17年度までは港湾空港関係除く）

※2 平成18年度の市区町村発注工事に係る落札率のデータは欠損。

運用指針（抜粋）

ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、**低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。**低入札価格調査制度の実施に当たっては、（中略）適宜、低入札価格調査基準を見直す。なお、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合には、**当該価格について入札の前には公表しないものとする。**

取組状況

- H27.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化（未導入の団体における早急な制度の導入、公表時期の見直し）を要請
- H28.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H28.4 低入札価格調査基準の改定（現場管理費の算入率を0.80→0.90に引上げ）
- H28.10 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H29.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請

<未導入団体の推移>

H18 484 団体
 ↓
 H20 359 団体
 ↓
 H22 272 団体
 ↓
 H24 232 団体
 ↓
H28 158 団体

最低制限価格制度等の導入状況 ～158団体が未導入～

	都道府県	指定都市	市区町村
導入済み	47 100.0%	20 100.0%	1563 90.8%
いずれも未導入	0 0%	0 0%	158 9.2%

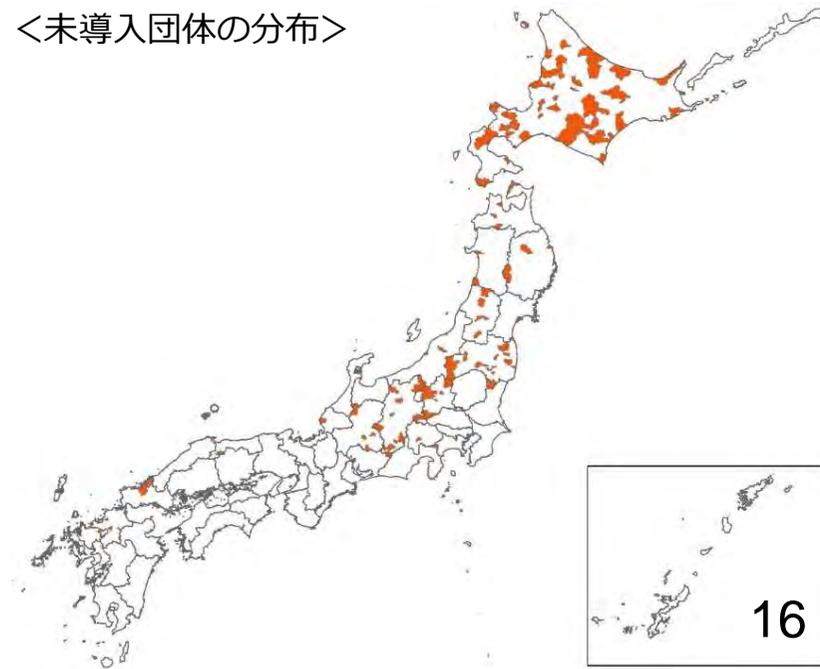
※H28.3.31時点

最低制限価格等の公表時期 ～導入済の団体の1割前後は事前公表～

	都道府県	指定都市	市区町村
最低制限価格の事前公表	2 4.5%	1 5.0%	136 9.5%
基準価格の事前公表	2 4.5%	0 0%	45 7.2%

※H28.3.31時点

<未導入団体の分布>



「最低制限価格等の公表時期」と「くじ引き発生率」の関係

都道府県

低入調査価格・最低制限価格 (H20年) (H28年)

- **事前公表** 4団体 → **2団体**
(▲2団体)
- **事前公表と事後公表の併用** 2団体 → **0団体**
(▲2団体)
- **事後公表** 32団体 → **40団体**
(+8団体)

注) 47都道府県のうち、5団体は低入調査価格・最低制限価格を公表していない(H28.3.31時点)

市区町村 (政令市を含む)

低入調査価格・最低制限価格 (H20年) (H28年)

- **事前公表** 267団体 → **135団体**
(▲132団体)
- **事前公表と事後公表の併用** 24団体 → **44団体**
(+20団体)
- **事後公表** 517団体 → **867団体**
(+350団体)

注) 1,741市区町村のうち、695団体は低入調査価格・最低制限価格を公表していない(H28.3.31時点)

くじ引き落札発生率 (※)

(※) くじ引きの実施件数 / 一般・指名競争入札の実施件数

○ **事前公表** **45.5%**
(1団体はくじ引き件数を非公表)

↑
5.1倍

○ **事後公表** **8.9%**

最低制限価格等を事前公表した場合、くじ引き落札の発生率が高くなる

○ **事前公表** **34.2%**

↑
4.9倍

○ **事後公表** **7.0%**

東日本大震災における復旧・復興事業の施工確保対策

(H28.12月時点)

○ 復旧・復興事業の円滑な施工を確保するため、様々な対策を実施。

※ 一般土木工事対象



(凡例)

<対応策の目的>

- 官民の協力・連携
- 発注の円滑化
- 必要な費用の適正な積算
- 技術者・技能者の確保
- 資材の確保

□ 前回会議(H27.12)以降の対策

赤枠 東北地整における運用

熊本地震における施工確保対策

熊本地震等の復旧・復興工事の発注が本格化することから、円滑な施工の確保に万全を期すため、予定価格の適切な設定に必要な「復興係数」や「復興歩掛」の導入など、新たな施工確保対策を導入

対策		内容
土木工事積算	復興歩掛	<p>○土工の日当たり作業量が20%低下する補正の設定</p> <p>【対象工事】 熊本県内発注の土工関係歩掛を使用する工事</p> <p>【対象期間】 平成29年2月1日以降に契約する工事</p> <p>※ 平成30年度以降は、最新の実態を踏まえて検討</p>
	復興係数	<p>○間接工事費(共通仮設費:1.1倍、現場管理費:1.1倍)の補正係数を設定</p> <p>【対象工事】 熊本県内発注の全ての土木工事</p> <p>【対象期間】 平成29年2月1日以降に契約する工事</p> <p>※ 平成30年度以降は、最新の実態を踏まえて検討</p>
営繕工事積算	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模改修工事対応 ・一般管理費の引き上げ <p style="text-align: right;">等</p>	<p>○「営繕積算方式」活用マニュアル(熊本被災地版)を作成し、被災地の実情を踏まえた積算(小規模長期工事における共通仮設費・現場管理費の加算)や一般管理費等率の引上げについて普及・促進</p>
労務単価		<p>○被災地労務費モニタリング調査の実施(調査結果に応じた機動的な単価改訂)</p> <p>建設業団体を通じた労働者への支払賃金実績について定期的に調査を行うことにより、実勢の賃金動向を把握する。</p>